

簡易公募型競争入札方式に係る手続開始の公示  
(建築のためのサービスその他の技術的サービス(建設工事を除く))

次のとおり指名競争入札参加者の選定の手続を開始します。

平成27年2月19日

支出負担行為担当官

法務省大臣官房施設課長 名 執 雅 子

1 業務概要

- (1) 品目分類番号 42
- (2) 業務名 平成26年度沖縄少年院・沖縄女子学園(仮称)構内整備第2期工事監理業務
- (3) 業務内容 本業務は、沖縄県糸満市字真栄平出口原1281ほか9筆において外構(造成約267,000m<sup>3</sup>、擁壁(長さ約780m・高さ0.5m~6.1m)、外塀(長さ約430m・高さ2.5m~10.2m)、屋外排水、工作物)及び取壊し工事の工事監理業務を行うものである。
- (4) 履行期限 平成28年3月14日(月)

2 指名されるために必要な要件

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号、以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。  
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条における特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 法務省における平成25・26年度建築関係建設コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、法務省が別に定める手続に基づく一般競争(指名競争)参加資格の再認定を受けていること。)
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 法務省大臣官房施設課長から建築関係建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。

- (5) 警察当局から、暴力団が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として排除要請があり、法務省大臣官房施設課長が契約の相手方として不適当であると認めていないこと。
- (6) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (7) 本業務の対象工事である平成26年度沖縄少年院・沖縄女子学園（仮称）構内整備第2期工事の競争参加資格確認申請書の提出者でないこと又は当該提出者と資本若しくは人事面において一定の関連がある者でないこと。

なお、「当該提出者と資本若しくは人事面において一定の関連がある者」とは、当該提出者との間に会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号又は同条第4号に規定する親会社・子会社の関係がある場合（資金の50パーセントを超えて出資をし、又は出資を受けている場合を含む。）、又は当該提出者の代表権若しくは業務執行権を有する取締役若しくは社員を兼ねている者がいる場合をいう。

- (8) 管理技術者は、一級建築士であること。
- (9) 管理技術者及び業務分野（※1）建築の主任担当技術者（※2）は、提出者の組織に所属していること（参加表明書の提出日以前に参加表明書提出者と6か月以上の雇用関係にあること。）。
- (10) 管理技術者は、業務分野建築の主任担当技術者又は業務分野建築の主任担当技術者及び業務分野構造の主任担当技術者に限り兼務してよいこととする。また、主任担当技術者は、業務分野建築及び業務分野構造に限り兼務してよいこととする。
- (11) 管理技術者の手持ち業務は、平成27年3月2日（参加表明書の提出期限日）現在で、携わっている新築及び増築の工事監理業務（特定後のもの及び落札後未契約のもの（※3）を含む。設計業務及び設計意図伝達業務は含まない。）が、2件以内であること。
- (12) 管理技術者は、平成26年度沖縄少年院・沖縄女子学園（仮称）実施設計業務の管理技術者でないこと。
- (13) 再委託先である協力事務所が法務省大臣官房施設課長から建築関係建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- (14) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

注：※1 業務内容は平成21年国土交通省告示第15号別添一第2項により、「業務分野」の分類は下表による。下表の業務分野を分割又は統合して、新たな分野として再設定してはならない。

業務分野	業務内容
建築	平成21年国土交通省告示第15号別添一第1項において示される「設計の種類」における「総合」に対応する工事監理
構造	同上「構造」に対応する工事監理

※2 「主任担当技術者」とは、管理技術者の下で各業務分野における担当技術者を統括する者をいう。

※3 「特定後のもの及び落札後未契約のもの」とは、本業務以外の業務で配置予定技術者として特定された未契約業務をいう。

### 3 入札参加者を選定するための基準項目

次に掲げる指名基準項目による。

なお、同基準項目中の「当該業務における技術的適性」については、保有する技術職員の状況並びに配置予定技術者の資格、業務の経験及び手持ち業務を勘案するものとする。

- (1) 不誠実な行為の有無
- (2) 経営状況
- (3) 手持業務の状況
- (4) 当該業務における技術的適性
- (5) 安全管理の状況
- (6) 労働福祉の状況

### 4 入札手続等

#### (1) 担当部局

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1

法務省大臣官房施設課技術企画室技術企画係

電話03-3580-3409(直通)

#### (2) 入札説明書等の交付期間、交付場所

##### ア 交付期間

平成27年2月19日（木）から平成27年3月25日（水）までの行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く毎日、午前10時から午後5時まで

##### イ 交付場所

i) 〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1

法務省大臣官房施設課経理係

電話 03-3580-4111（内線2249, 2265）

ii) 〒904-0034 沖縄県沖縄市山内1-13-1  
沖縄少年院庶務課  
電話 098-933-4486

※ 郵送又は電送による入手申込みは受け付けない。

5 参加表明書の提出期間、提出場所及び提出方法

- (1) 提出期間 平成27年2月19日（木）から平成27年3月2日（月）までの休日を除く毎日、午前10時から午後5時まで
- (2) 提出場所 上記4(2)イi)に同じ。
- (3) 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着）すること。

6 入札・開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

- (1) 日 時 平成27年3月26日（木）午後1時30分
- (2) 場 所 〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1  
法務省大臣官房施設課入札室
- (3) 入札書の提出方法 持参すること。郵送によるものは受け付けない。

7 その他

- (1) 書類等の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、時間は日本の標準時及び単位は計量法（平成4年法律第51号）による。
- (2) 入札保証金 免除。
- (3) 契約保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行有楽町代理店（三菱東京UFJ銀行京橋支店））。ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店 日本銀行有楽町代理店（三菱東京UFJ銀行京橋支店））又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (4) 入札の無効 指名されるために必要な要件を欠く者のした入札、参加表明書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (5) 落札者の決定方法 予決令第98条において準用する予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

おって、落札者となるべき者の入札価格が予決令第98条において準用する予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第98条において準用する予決令第86条の調査を行うものとする。

- (6) 手続における交渉の意図の有無 無。
- (7) 契約書作成の要否 要。
- (8) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4(1)に同じ。
- (9) 詳細は入札説明書による。